

高等学校の支援制度や給付金について

共通項目

申請が必要です

異なる点

高等学校等就学支援金 …… 国が交付した支援金を県から学校へ授業料として支給されます。県から受領後に年3回に分けて保護者様の口座へ振り込みます

沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金 …… 沖縄県より直接支給されます

高等学校等 就学支援金制度

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、生徒に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

- ・返済は不要ですが、必ず所定の手続きが必要です
- ・偽りや不正な手段により就学支援金の支給をさせた場合は罰則の対象になります

手続き

- 1) 入学前オリエンテーションにて説明を行います。
- 2) 入学後、申請の手続きを行います。(所得に応じた加算を希望する場合、保護者の所得を確認できる書類の提出が必要です)

制度の対象

学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみです。(科目履修生・聴講生は対象ではありません) 入学金・教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象とはなりません。

制限

国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4,200円(年収910万円程度)未満の世帯(※1)に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書(市町村民税所得割額が記載されたもの)と申請書をご提出いただく必要があります。なお、国公立問わず「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上の世帯では授業料をご負担いただくことになります。

加算支給	市町村民税所得割額(保護者の合算)	年収(目安)
支給対象外	30万4,200円以上	910万円以上
加算なし	15万4,500円以上～30万4,200円未満	590～910万円程度
1.5倍	5万1,300円以上～15万4,500円未満	350～590万円程度
2.0倍	5万1,300円未満	250～350万円程度
2.5倍	0円(非課税)	250万円未満程度

※1) 市町村民税所得割額は、保護者(親権者)の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)中学生1人の4人世帯の目安です。

対象

高等学校等を既に卒業したことがある生徒や、修業年限を超えて在学している生徒は支給の対象とはなりません。

受給時期

国から就学支援金を受領後、年に3回に分けて保護者様の口座へ振り込みます。 11月・1月・4月(予定)

沖縄県 私立高等学校等 奨学のための給付金

全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支給されます。

対象

親権者全員が沖縄県内に在住している、就学支援金2.5倍加算対象者(詳しくは上記の表をご覧ください)

受給額

世帯区分	支給額
生活保護(生活扶助/高等学校等就学費)受給世帯	52,600円
市町村民税所得割額	一人目の私立高校生等 84,000円
非課税世帯(上記の場合を除く)	15才以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹がいる二人目以降の私立高校生等 138,000円

受給時期

12月下旬ごろ、沖縄県より直接支給されます

受給方法

2018年7月より
締切日7月末日までに学校に提出します。結果の通知は沖縄県より届きます。